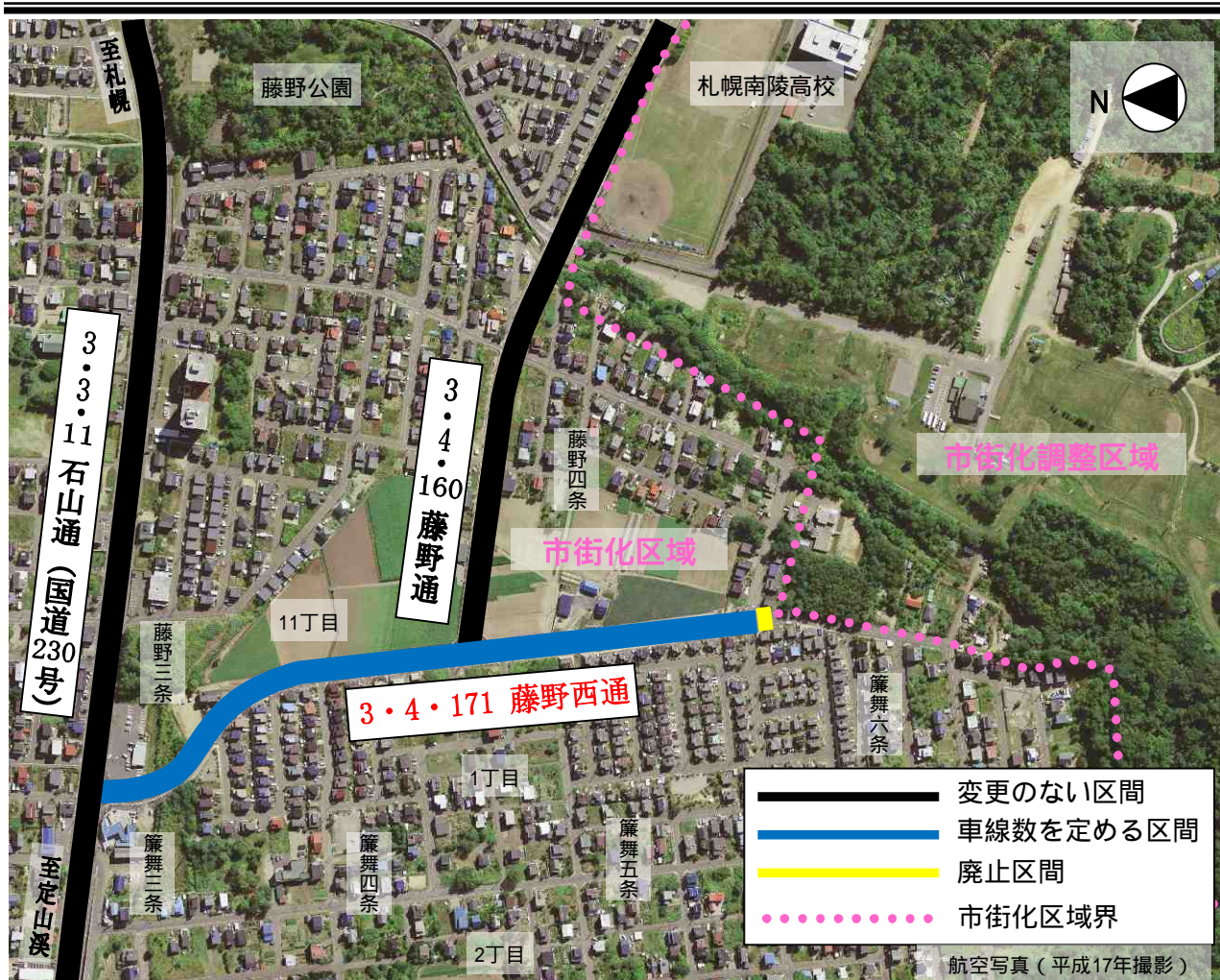


都市計画道路（藤野西通）の変更



1 都市計画変更の内容

3・4・171 藤野西通

一部区間の都市計画道路の廃止（終点の変更：南区藤野4条11丁目、延長減約10m）
車線数の決定（2車線）

2 都市計画変更の経緯（理由）

札幌市内の都市計画道路は約90%の整備が完了しているが、長期間事業に着手できず、建築制限が長期化している区間もある。そのため、平成20年3月に「札幌市都市計画道路の見直し方針」を策定し、既存計画の廃止も含めた都市計画道路の見直しを行っている。

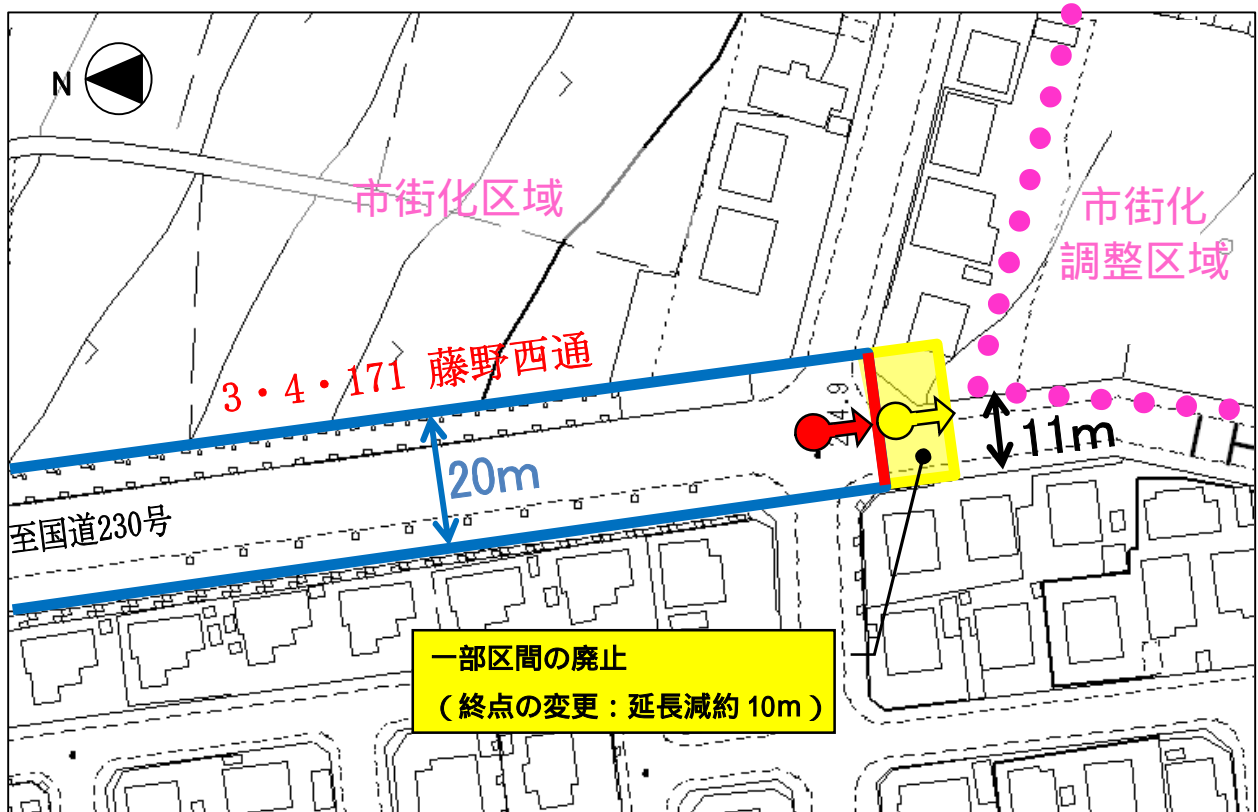
3・4・171 藤野西通は、3・3・11 石山通（国道230号）から市街化区域界までの延長約620mが幅20mの都市計画道路として昭和63年12月に決定され、うち延長約610mの整備が完了している。

当時は人口増加が著しく、将来市街化区域がさらに拡大することを想定し、市街化区域界までを都市計画道路として位置付けたが、その後20年以上経過した現在に至るまで、具体的な宅地開発の動きがなく、終点付近の延長約10mは事業未着手の状況である。さらに、今後少子高齢化の一層の進展により人口減少局面が想定され、市街化区域拡大を抑制する方針としていることから、藤野西通の終点付近の延長約10mの都市計画道路を廃止するものである。

また、同時に車線の数を2車線と決定する。

平成10年に「都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）」が施行され、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなった。この政令が施行される以前に都市計画決定された都市計画道路は、都市計画上、車線数が未決定であり、札幌市では、都市計画変更が必要になった際にあわせて車線数を決定している。

3 変更箇所拡大図



(参考) 変更箇所断面図

